

投薬について 養父市病児保育センター



1. お子様の薬は、本来は保護者が来所して与えていただくのですが、緊急やむをえない理由で保護者が来所できない時は、保護者とセンター職員で話し合いの上、センター職員が保護者に代わって与えます。
この場合は万全を期するため、『投薬依頼書』に必要事項を記入していただき、薬と一緒に職員に手渡していただきます。
2. 薬はお子様を診察した医師が処方し調剤したもの、あるいは、その医師の処方によって薬局で調剤したものに限りします。
3. 保護者の個人的な判断で持参した薬は、対応できません。
4. 「熱が出たら飲ませる」、「咳が出たら・・・」、「発作が起こったら・・・」というような症状を判断して与えなければならない場合、その判断ができません。体調の変化がある場合は、その都度保護者に連絡をとることになりますのでご了承ください。
5. 持参する薬について
 - ①処方した薬には必ず『投薬依頼書』を添付してください。
 - ②使用する薬は1回分ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
 - ③薬の袋や容器には、必ずお子様の名前・投薬時間（食後、食前）を明記してください。※上記の内容が守られていない場合は、投薬することができません。
6. お子様の発熱は、38.5℃になった時点で保護者に連絡をいたします。
ただし、お子様の容態によりこの限りではありません。



- ・必ず1回分を量ってご持参ください。
- ・氏名、投薬時間（食前・食後）を記入してください。

